

# 資料9

令和5年7月21日  
総務部経理用地課

## 指名停止措置等について

令和4年11月1日から令和5年6月30日までの間に行った指名停止措置については、以下のとおりである。

### 1 指名停止理由別一覧

理 由	件数	業者数
1 贈賄		
2 契約に関する違法行為	5	5
3 契約履行成績不良等	2	2
4 契約履行上の事故		
5 契約違反	1	1
6 営業不振		
7 虚偽記載および虚偽申請		
8 不誠実な行為		
9 その他不正な行為		
計	8	8

## 2 指名停止一覧(令和4年11月1日～令和5年6月30日)

No.	商号または名称	指名停止期間		指名停止理由	区分	種別	
1	中外テクノス株式会社東京支社	令和4年11月16日から	令和5年5月15日まで	(6か月)	2 契約に関する違法行為 令和4年10月6日付で公正取引委員会が独占禁止法第3条の規定に対する違反を認定したため。	区外	工事物品
2	Dynabook株式会社東日本支社	令和4年11月16日から	令和5年5月15日まで	(6か月)	2 契約に関する違法行為 令和4年10月6日付で公正取引委員会が独占禁止法第3条の規定に対する違反を認定したため。	区外	工事物品
3	株式会社大塚商会LA事業部 公共グループ	令和4年11月16日から	令和5年2月15日まで	(3か月)	2 契約に関する違法行為 令和4年10月6日付で公正取引委員会が独占禁止法第3条の規定に対する違反を認定したため。	区外	物品
4	株式会社ニチイ学館	令和4年11月16日から	令和5年2月15日まで	(3か月)	2 契約に関する違法行為 令和4年10月17日付で公正取引委員会が独占禁止法第3条の規定に対する違反を認定したため。	区外	物品
5	株式会社ソラスト首都圏ブロック	令和4年11月16日から	令和5年2月15日まで	(3か月)	2 契約に関する違法行為 令和4年10月17日付で公正取引委員会が独占禁止法第3条の規定に対する違反を認定したため。	区外	物品
6	パーソルテンプスタッフ株式会社 第二BPO事業本部	令和5年6月1日から	令和5年6月30日まで	(1か月)	5 契約違反 練馬区発注の契約の履行に当たり契約に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	区外	物品

7	株式会社セリオス東京支店	令和5年6月1日から 令和6年2月29日まで	(9か月)	3 契約履行成績不良等 ..... 練馬区発注の契約の履行の完了を正当な理由なく相当日数遅延させたため。	区外	工 事 物 品
8	株式会社田原スポーツ工業	令和5年6月1日から 令和5年8月31日まで	(3か月)	3 契約履行成績不良等 ..... 練馬区発注の工事請負契約の工事成績評定で不良として指摘されたため。	区内	工 事